

# 解体工事、リフォーム工事を行う皆さまへ

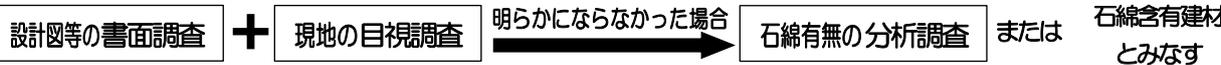


北海道

大気汚染防止法が改正され、石綿（アスベスト）の飛散防止対策が強化されました。

## 1 元請業者及び自主施工者は、建築物や工作物を解体・改造・補修する前に、石綿含有建材が使われていないかを調査する必要があります。

○ 石綿含有建材が使われていないかの調査の方法



○ 調査は、以下の者（必要な知識を有する者）が実施する必要があります（令和5年(2023年)10月1日〜）。

- 建築物石綿含有建材調査者講習を修了した者（一戸建て等石綿含有建材調査者は、一戸建て住宅等に限る）
- 令和5年9月30日までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

○ 調査の結果について、元請業者は、石綿の使用の有無に関わらず、作業開始前（特定粉じん排出等作業実施の届出が必要な工事の場合は、工事開始の14日前まで）に書面で発注者に説明する必要があります。

○ 一定規模以上の工事を行う場合は、石綿の使用の有無に関わらず、元請業者等は調査結果を下記システムから道等へ報告しなければなりません（令和4年(2022年)4月1日〜）。

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

- 〔規模要件〕
- 建築物の解体 … 対象の床面積の合計が80㎡以上
  - 建築物の改造・補修、工作物\*の解体・改造・補修 … 請負金額の合計が100万円以上
- （\*工作物 … 「建築物」以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの。煙突、ボイラー等。）



○ 調査に関する記録を作成し、その写しを解体等工事現場に備え置く必要があります。また、公衆の見やすい場所に調査結果を掲示（A3サイズ以上）しなければなりません。当該記録は、工事終了後3年間保存しなければなりません。

## 2 石綿含有仕上塗材や石綿含有成形板等（レベル3建材）を除去する際の作業基準が新設されました。

○ 石綿含有成形板等レベル3建材は、比較的石綿は飛散しにくいですが、劣化している場合や除去時に切断・破碎等を行うと石綿が飛散するおそれがあります。

○ ㊦㊧酸カルシウム板第1種は他の成形板に比べ飛散性が高いため、切断・破碎等を行う場合は湿潤化に加え養生\*が必要です。

○ 除去作業開始前に、作業の方法や工事の概要、現場責任者の氏名や連絡先等を記載した作業計画を作成する必要があります。

また、工事現場の公衆の見やすい場所に、除去作業の内容を掲示（A3サイズ以上）する必要があります。

（\*養生 … 石綿の飛散を防止するため、作業場所をプラスチックシート等で覆ったりパネル等で囲ったりすること。）

石綿含有建材の種類	作業基準
石綿含有仕上塗材  〔※除去時は(1)、(2) またはこれと同等以上の措置を講ずること。〕	(1) 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること (2) 電気グラインダーその他の電動工具有て除去する場合は、次に掲げる措置を講ずること ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する石綿含有仕上塗材を薬液等により湿潤化すること (3) 除去後、作業場内の石綿を清掃すること（(2)①の養生を行った場合は、養生を解くに当たって作業場内の清掃や石綿の処理を行うこと）
石綿含有㊦㊧酸カルシウム板第1種  〔※除去時は(1)、(2) またはこれと同等以上の措置を講ずること。〕	(1) 切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2) (1)の方法の除去が技術上著しく困難な時又は作業の性質上適さない時は次に掲げる措置を講ずること ① 除去部分の周辺を事前に養生すること ② 除去する建材を薬液等により湿潤化すること (3) 除去後、作業場内の石綿を清掃すること（(2)①の養生を行った場合は、養生を解くに当たって作業場内の清掃や石綿の処理を行うこと）
上記以外の石綿含有成形板等	(1) 切断・破碎等することなくそのまま建築物等から取り外すこと (2) (1)の方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は作業の性質上適さない時は除去する建材を薬液等により湿潤化すること (3) 除去後、作業場内の石綿を清掃すること

（問い合わせ・連絡先） 裏面をご覧ください

作成：令和4年（2022年）2月 北海道環境生活部環境局循環型社会推進課



### 3 隔離等をせずに吹付け石綿の除去を行う等、正しい方法で作業が実施されていない場合は、**直接罰**が適用されます。

- **吹き付け石綿等**（石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石）を含む）レベル1建材、**石綿含有断熱材等**レベル2建材の作業について、以下に示す**除去等の方法に違反があった場合**は、作業基準適合命令を介さずに直接**罰則が適用**されます。
- 石綿含有建材（レベル1、レベル2）の除去等の方法

作業の種類	方法
除去	(1) かき落とし、切断、又は破砕することなく <b>そのまま取り外す</b> 方法 (2) 除去を行う場所を他の場所から <b>隔離</b> し(前室等の <b>セキュリティゾーンを設置</b> )、除去を行う間、JIS Z8122 に定められるHEPA フィルタを付けた <b>集じん・排気装置を使用</b> する方法 (3) (2)に準ずるものとして環境省令で定める方法（例：グローブバッグ）
当該建築材料から石綿の飛散を防止するための処理	<b>囲い込み</b> 又は <b>封じ込み</b> （吹付け石綿の <b>囲い込み</b> 若しくは石綿を含有する石綿含有断熱材等の <b>囲い込み</b> 等（切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の <b>封じ込み</b> を行う場合は、作業を行う場所を他の場所から <b>隔離</b> し、 <b>囲い込み</b> 等を行う間、隔離した場所においてJIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた <b>集じん・排気装置を使用</b> する方法）

- 罰則 … **3月以下の懲役又は30万円以下の罰金**

### 4 石綿の除去作業完了後は、**確認及び発注者への報告**が必要です。

- **作業中の記録**：負圧\*の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、**工事が終わるまでの間保存**する必要があります。（\*負圧 … 屋外に比べて屋内の気圧が低い状態）
- **作業が適切に行われていることの確認**：元請業者等は、**下請負人が作成した記録**により作業が計画に基づき適切に行われているか確認する必要があります。
- **作業が完了したことの確認**：元請業者等は、除去作業については**取り残しがないこと**、**囲い込み及び封じ込みについては措置が正しく実施されていること**について、**必要な知識を有する者が目視で確認**する必要があります。  
[必要な知識を有する者] **事前調査を行わせる者（建築物）又は石綿作業主任者（建築物、工作物）**
- **作業結果の報告等**：元請業者は、石綿の除去作業が完了した時は、発注者に対し結果を**書面**で遅滞なく報告するとともに、作業に関する記録を作成し、**書面の写し及び記録を工事終了後3年間保存**しなければなりません。  
**自主施工者も作業に関する記録の作成・保存が必要**です。

石綿(アスベスト)に関する照会は、**所管する地区の振興局**（以下の市域の場合は市へ）お問い合わせください。

#### 問 い 合 わ せ 先

問合せ先	所在地	電話番号
空知総合振興局（環境生活課）	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0041
石狩振興局（環境生活課）	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館5階	011-204-5822
後志総合振興局（環境生活課）	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1352
胆振総合振興局（環境生活課）	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4-1 むろらん広域センタービル	0143-24-9575
日高振興局（環境生活課）	〒057-8558 浦河町栄丘東通56	0146-22-9252
渡島総合振興局（環境生活課）	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16	0138-47-9437
檜山振興局（環境生活課）	〒043-8558 江差町宇陣屋町336-3	0139-52-6492
上川総合振興局（環境生活課）	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目1-1	0166-46-5920
留萌振興局（環境生活課）	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-8432
宗谷総合振興局（環境生活課）	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2920
オホーツク総合振興局（環境生活課）	〒093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0628
十勝総合振興局（環境生活課）	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目	0155-26-9027
釧路総合振興局（環境生活課）	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54	0154-43-9152
根室振興局（環境生活課）	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28	0153-23-6820
環境生活部環境局循環型社会推進課	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5192
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課	〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882
函館市環境部環境対策課	〒040-8666 函館市東雲町4番13号	0138-51-3348
旭川市環境部環境指導課	〒070-8525 旭川市6条通9丁目	0166-25-6369
小樽市生活環境部環境課	〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111
室蘭市生活環境部環境課	〒051-8511 室蘭市幸町1番2号	0143-23-2225
苫小牧市環境衛生部環境保全課	〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端2番地の25	0144-57-8806
北斗市市民部環境課	〒049-0192 北斗市中央1丁目3-10	0138-73-3111